

カウンターサービス約款 新旧対照表

旧	新
<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>2. 甲が本約款の変更に同意できないときは改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を解除することができます。本契約の解除の効果は、将来に向かってのみ生じるものとし、過去に遡及しません。</p>	<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>2. 甲が本約款の変更に同意できないときは改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を解除することができます。本契約の解除の効果は、将来に向かってのみ生じ、過去に遡及しません。</p>
<p>第3条（本契約の成立）</p> <p>4. 甲乙間で本契約以前に同一シリアル番号の本複合機のカウンターサービス契約（以下「旧契約」といいます。）を締結しているときは、本契約の役務提供開始日の前日をもって、旧契約は合意解約されるものとします。</p>	<p>第3条（本契約の成立）</p> <p>4. 甲乙間で本契約以前に同一シリアル番号の本複合機のカウンターサービス契約（以下「旧契約」といいます。）を締結しているときは、本契約の役務提供開始日の前日をもって、旧契約は合意解約となります。</p>
<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>1. 「サポート+（プラス）」とは、甲が乙所定の申込書に記載の月額料金を乙に支払うことで、次の各号の追加設定役務を受けられるサービスです。なお、乙は、乙のホームページにおいて公表することにより、各号の詳細を定め、又はその追加・変更をすることができます。なお、サポート+（プラス）の新規受付は2017年10月をもって終了しております。</p>	<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>1. 「サポート+（プラス）」とは、甲が月額料金を乙に支払うことで、次の各号の役務を受けることができるサービスです。乙は、乙のホームページで公表することで、各号の詳細を追加・変更をすることができます。なお、サポート+（プラス）の新規受付は2017年10月をもって終了しております。</p>
<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>(1) プリンタドライバインストール</p> <p>※ Mac 搭載パソコンについては、自動ドライバ・2色ドライバは対応不可となります。</p>	<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>(1) プリンタドライバインストール</p> <p>※ Mac 搭載パソコンの自動ドライバ・2色ドライバは対応不可となります。</p>
<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>4. 甲が本複合機を重点エリアから重点エリア外に移設したときは、サポート+（プラス）の役務の提供を受けられなくなります。甲が、本複合機を重点エリア外に移設した後も第1項各号に定める役務の提供を乙から受けることを希望するときは、乙とビジ助又はスタータティア訪問サポートの契約を締結することができます。</p>	<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>4. 甲が本複合機を重点エリアから重点エリア外に移設したときは、サポート+（プラス）の役務の提供を受けられなくなります。甲が、本複合機を重点エリア外に移設した後も第1項各号に定める役務の提供を希望するときは、乙とビジ助又はスタータティア訪問サポートの契約を締結することができます。</p>
<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>5. 本複合機の重点エリア外への移設により、甲が、サポート+（プラス）の役務の提供を受けることができなくなった場合においても、甲がサポート+（プラス）の解約手</p>	<p>第5条（サポート+（プラス））</p> <p>5. 本複合機の重点エリア外への移設により、甲が、サポート+（プラス）の役務の提</p>

旧	新
手続きを行って、解約処理が完了するまでの間、サポート+（プラス）の月額料金が発生します。	供を受けることができなくなった場合においても、サポート+（プラス）の解約手続きが完了するまでの間、サポート+（プラス）の月額料金が発生します。
第6条（設置場所） 1. 本複合機の設置場所は、日本国内に限られます。設置場所の詳細は、本申込書に記載のとおり <small>とします</small> 。	第6条（設置場所） 1. 本複合機の設置場所は、日本国内に限られます。設置場所の詳細は、本申込書に記載のとおり <small>です</small> 。
第6条（設置場所） 2. 甲は、本申込書に記載の設置場所から本複合機を移設する場合は、あらかじめ乙に通知 <small>するものとします</small> 。	第6条（設置場所） 2. 甲は、本申込書に記載の設置場所から本複合機を移設する場合は、あらかじめ乙に通知 <small>します</small> 。
第6条（設置場所） 3. 本複合機の移設は、原則として乙のサービス技術者の立会いの下、甲の費用で行う <small>るものとします</small> 。	第6条（設置場所） 3. 本複合機の移設は、原則として乙のサービス技術者の立会いを要し、甲がその移設費用を負担します。
第7条（用紙） 1. 甲が本申込書にて「用紙 カウンター料金に含まない」又は「用紙なし」を選択して <small>乙と本契約を締結した</small> ときは、別途、用紙を有償で乙に発注 <small>することができるものとします</small> 。甲が、乙以外の第三者から用紙を調達するときは、 <small>乙によって定められた</small> 規格に適合した用紙を使用 <small>するものとします</small> 。なお、甲がやむをえず規格外の用紙の使用するときは、乙に事前に相談 <small>するものとします</small> 。	第7条（用紙） 1. 甲が本申込書にて「用紙 カウンター料金に含まない」又は「用紙なし」を選択したときは、別途、用紙を有償で乙に発注 <small>します</small> 。甲が、乙以外の第三者から用紙を調達するときは、 <small>乙指定の</small> 規格に適合した用紙を使用 <small>します</small> 。なお、甲がやむをえず規格外の用紙の使用するときは、乙に事前の承諾を得る必要があります。
第7条（用紙） 2. 甲が、本申込書にて「用紙 カウンター料金に含む」又は「用紙あり」を選択して、 <small>乙と本契約を締結した</small> ときは、カウンターのカウント数に応じた範囲で用紙を乙に発注することができるものとし、当該用紙の代金はカウンター料金に含まれます。ただし、甲は、乙から提供された用紙を本複合機以外に使用することができません。	第7条（用紙） 2. 甲が、本申込書にて「用紙 カウンター料金に含む」又は「用紙あり」を選択したときは、カウンターのカウント数に応じた範囲で用紙を乙に発注することができるものとし、当該用紙の代金はカウンター料金に含まれます。ただし、甲は、乙から提供された用紙を本複合機以外に使用することができません。

旧	新
<p>第7条（用紙）</p> <p>3. 甲が「用紙 カウンター料金に含む」又は「用紙あり」を選択した場合で、甲が、前項に違反するなどして、甲の本複合機の使用カウント数の<u>実績</u>から判断して、合理的に必要とされる数量を著しく上回る量の用紙の発注（以下「本過剰発注」といいます。）を乙に行ったときは、乙は、甲に対して書面による<u>催告を行うことにより</u>、甲への用紙の提供を<u>一時停止</u>するとともに、本過剰発注の用紙代金相当額を甲に請求することができます。この場合、甲は、乙からの請求に基づき、本過剰発注の用紙代相当額を直ちに<u>支払うものとします。</u></p>	<p>第7条（用紙）</p> <p>3. 甲が「用紙 カウンター料金に含む」又は「用紙あり」を選択した場合で、甲の本複合機の使用カウント数から判断して、合理的に必要とされる数量を著しく上回る量の用紙の発注（以下「本過剰発注」といいます。）を行ったときは、乙は、甲に書面で<u>警告の上</u>、甲への用紙の提供を<u>一時停止</u>するとともに、本過剰発注の用紙代金相当額を甲に請求することができます。この場合、甲は、乙からの請求に基づき、本過剰発注の用紙代相当額を直ちに<u>支払わなければなりません</u>。</p>
<p>第8条（感光ドラム、デベロッパー、トナーの取扱い）</p> <p>2. 甲が前項の規定に違反したときは、乙の被った損害を賠償<u>するものとします</u>。この場合、当該違反によって、甲が不正に得た利益相当分を乙が被った損害とみなします。</p>	<p>第8条（感光ドラム、デベロッパー、トナーの取扱い）</p> <p>2. 甲が前項の規定に違反したときは、乙の被った損害を賠償<u>します</u>。この場合、当該違反によって、甲が不正に得た利益相当分を乙が被った損害とみなします。</p>
<p>第8条（感光ドラム、デベロッパー、トナーの取扱い）</p> <p>3. 本契約が終了した場合、乙は、感光ドラム及びデベロッパーを本複合機から取り外して、回収することができます。甲は、乙による感光ドラム及びデベロッパーの回収に協力するとともに、未使用のトナーを<u>乙に返却するものとします</u>。</p>	<p>第8条（感光ドラム、デベロッパー、トナーの取扱い）</p> <p>3. 本契約が終了した場合、乙は、感光ドラム及びデベロッパーを本複合機から取り外して、回収することができます。甲は、乙による感光ドラム及びデベロッパーの回収に協力するとともに、未使用のトナーを<u>甲に返却します</u>。</p>
<p>第9条（本複合機の適正使用）</p> <p>甲は、本複合機を利用して通貨の複製など「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている一切の行為を<u>してはならないものとします</u>。</p>	<p>第9条（本複合機の適正使用）</p> <p>甲は、本複合機を利用して通貨の複製など「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている一切の行為を<u>行うことができません</u>。</p>
<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>1. カウンター料金には、感光ドラム、<u>デベロッパー使用料、トナー</u>、及び保守サービス料金が含まれます。</p>	<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>1. カウンター料金には、感光ドラム、<u>デベロッパー、及びトナーの使用料並びに本複合機の保守サービス料金</u>が含まれます。</p>
<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>2. テストコピー及び不良コピーの控除</p> <p>算定されたカウンター数値からモノクロ1%、フルカラー1%、モノカラー1%が控除されます。なお、当該控除は、実際に発生したテストコピー又は不良コピーの発生の有無や枚数にかかわらず、一律の割合<u>で控除されるものです</u>。甲は、テストコピー又は不良コピーが多く発生したことを理由として、当該控除率を上回る控除及びカウンター料金の減額等を乙に求めることができません。</p>	<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>2. テストコピー及び不良コピーの控除</p> <p>算定されたカウンター数値からモノクロ1%、フルカラー1%、モノカラー1%が控除されます。なお、当該控除は、実際に発生したテストコピー又は不良コピーの発生の有無や枚数にかかわらず、一律の割合<u>とします</u>。甲は、テストコピー又は不良コピーが多く発生したことを理由として、当該控除率を上回る控除及びカウンター料金の減額等を乙に求めることができません。</p>

旧	新
<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>4. カウンター料金の月額最低利用料金は、本複合機の設置日から起算して満7年を経過するまでは1,000円（税抜）とし、満7年経過後は、本契約の自動更新時に<u>2,000円</u>（税抜）に改定されます。なお、月額最低利用料金は日割り計算されません。</p>	<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>4. カウンター料金の月額最低利用料金は、本複合機の設置日から起算して満7年を経過するまでは1,000円（税抜）とし、満7年経過後は、本契約の自動更新時に<u>5,000円</u>（税抜）に改定されます。なお、月額最低利用料金は日割り計算されません。</p>
<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>5. 1カウントあたりのカウンター料金は、本契約の自動更新時に、20%上昇し、以降も、1年間の自動更新の都度、1カウントあたりのカウンター料金が毎年20%ずつ上昇します。ただし、<u>契約締結時の価格の207%を上限とします。</u></p>	<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>5. 1カウントあたりのカウンター料金は、本契約の自動更新時に、20%上昇し、以降も、1年間の自動更新の都度、1カウントあたりのカウンター料金が毎年20%ずつ上昇します。ただし、<u>1カウントあたりのカウンター料金の上限は、契約締結時の価格の207%とします。</u></p>
<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>6. 甲が本複合機を重点エリアから重点エリア外に移設したときは、乙は1カウントあたりのカウンター料金の引き上げを甲に請求<u>できるものとし、甲はこれに応じるものとします。</u></p>	<p>第11条（カウンター料金及びその計算方法）</p> <p>6. 甲が本複合機を重点エリアから重点エリア外に移設したときは、乙は1カウントあたりのカウンター料金の引き上げを甲に請求<u>することができます。</u></p>
<p>第12条（支払い）</p> <p>1. 甲は、本契約に基づいて発生した料金を乙から請求を受けた翌月5日に口座引落で支払うものとします。</p>	<p>第12条（支払い）</p> <p>1. 甲は、本契約に基づいて発生した料金を乙から請求を受けた翌月5日に口座引落で支払<u>います。</u></p>
<p>第12条（支払い）</p> <p>3. 甲が本契約に基づく乙への支払いを遅延した場合は、年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払<u>うものとします。</u></p>	<p>第12条（支払い）</p> <p>3. 甲が本契約に基づく乙への支払いを遅延した場合は、年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払<u>います。</u></p>
<p>第13条（別途料金）</p> <p>1. 乙は、次の各号記載の原因による故障について、通常の料金とは別に、その修理等に要した費用を甲に請求できます。また、乙は、本複合機の破損や<u>滅失</u>等が甚だしい場合には、甲に対する保守サービスの提供を中止することができます。</p>	<p>第13条（別途料金）</p> <p>1. 乙は、次の各号記載の原因による故障について、通常の料金とは別に、その修理等に要した費用を甲に請求できます。また、乙は、本複合機の破損や<u>滅失</u>等が甚だしい場合には、甲に対する保守サービスの提供を中止することができます。</p>
<p>第17条(カスタマーハラスメントの禁止)</p> <p>1. <u>甲は</u>乙への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）<u>行ってはならないものとします。</u></p>	<p>第17条(カスタマーハラスメントの禁止)</p> <p>1. 乙への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）<u>は禁止とします。</u></p>

旧	新
<p>第18条（不可抗力免責）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稻妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、輸送機関の事故、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、取引先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、各当事者はその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、<u>回復するための合理的な努力をするものとします。</u></p>	<p>第18条（不可抗力免責）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稻妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、輸送機関の事故、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、取引先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、各当事者はその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、<u>商業的に合理的な範囲で迅速な復旧に努めます。</u></p>
<p>第19条（権利義務譲渡の禁止）</p> <p>2. 甲が、本複合機を第三者に譲渡するときは、乙の事前の書面による承諾を得るものとします。甲がこれに違反して、乙の事前承諾を得ずに、本複合機を第三者に譲渡したときは、乙は、甲から当該譲渡先への本契約上の地位の移転を承諾しないことがあります。</p>	<p>第19条（権利義務譲渡の禁止）</p> <p>2. 甲が、本複合機を第三者に譲渡するときは、乙の事前の書面による承諾を得る必要があります。甲がこれに違反して、乙の事前承諾を得ずに、本複合機を第三者に譲渡したときは、乙は、甲から当該譲渡先への本契約上の地位の移転を承諾しないことがあります。</p>
<p>第20条（損害賠償）</p> <p>1. 甲又は乙が本契約に関連して相手方に損害を与えたときは、<u>その発生原因の如何に問わらず、直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、相手方に</u>賠償する責任を負います。</p>	<p>第20条（損害賠償）</p> <p>1. 甲又は乙が本契約に関連して相手方に損害を与えたときは、<u>自らの責めに帰すべき事由により、相手方に直接かつ現実に発生した通常の損害に限り、</u>賠償する責任を負います。<u>甲又は乙は、相手方に対して、間接損害、逸失利益、特別の事情により生じた損害及び弁護士費用を賠償する義務を負いません。</u></p>
<p>第22条（通知）</p> <p>1. 甲は、以下の各号のいずれかの注文者情報に変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知するとともに、乙から要請があったときは、変更届等の必要書類を乙に提出するものとします。</p>	<p>第22条（通知）</p> <p>1. 甲は、以下の各号のいずれかの注文者情報に変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知するとともに、乙から要請があったときは、変更届等の必要書類を乙に提出します。</p>
<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。</p>	<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の賠償請求をすることができません。</p>
<p>第25条（期間）</p> <p>1. 本契約の有効期間は、本申込書に記載のとおりとします。</p>	<p>第25条（期間）</p> <p>1. 本契約の有効期間は、本申込書に記載のとおりです。</p>

旧	新
<p>第25条（期間）</p> <p>2. 本契約の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかより、相手方に対して本契約を更新しない旨の通知を行わないときは、本契約は同一条件で1年間自動更新<small>されるものとし</small>、以降も同様とします。ただし、1カウントあたりのカウンター料金及びカウンター料金の月額最低利用料金は、第11条（カウンター料金及びその計算方法）<small>に</small>規定に基づいて、本契約の更新時に改定されます。</p>	<p>第25条（期間）</p> <p>2. 本契約の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかより、相手方に対して本契約を更新しない旨の通知を行わないときは、本契約は同一条件で1年間自動更新<small>され</small>、以降も同様とします。ただし、1カウントあたりのカウンター料金及びカウンター料金の月額最低利用料金は、第11条（カウンター料金及びその計算方法）<small>の</small>規定に基づいて、本契約の更新時に改定されます。</p>
<p>第25条（期間）</p> <p>4. 本複合機が滅失したとき、又は撤去されたときは、本契約は当然に終了し、甲は乙<small>に対して</small>カウンター数値の最終確認により算出されたカウンター料金等の月額料金を支払期日までに<small>支払います</small>。</p>	<p>第25条（期間）</p> <p>4. 本複合機が滅失したとき、又は撤去されたときは、本契約は当然に終了し、甲はカウンター数値の最終確認により算出されたカウンター料金等の月額料金を支払期日までに<small>乙に支払います</small>。</p>
<p>(施行日・改訂日)</p>	<p>(施行日・改訂日)</p> <p><u>2026年4月1日 改訂</u></p>